

運 用 規 程

(昭和 43 年 2 月 1 日)
(名古屋市職員共済組合理程第 2 号)

最近改正 令和 6年11月29日規程第7号

第 1 章 届出及び報告

(資格取得)

第 1 条 組合員の資格を取得した者（次条に規定する者を除く。）は、組合員資格取得届書及び個人番号申告票を組合事務局に提出しなければならない。

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める手続を同項の書類提出の際に行わなければならない。

一 組合員の被扶養者となりうる者があるとき 被扶養者申告書に、その事実を証明できる書類を添付する。ただし、扶養手当を受ける者に係る申告については、該当する事実を証明できる書類の添付を一部省略できる。

二 長期給付の適用を受けるとき 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37年総理府・文部省・自治省令第 1 号。以下「省令」という。）第91条の規定による書類を添付する。

三 退職年金受給権者等が再び長期給付の適用を受ける組合員となつたとき 省令第 160 条の規定による書類を添付する。

3 前 2 項の書類は、組合員の資格取得後、組合員所属の甲類所属所の長を経由して、組合事務局に提出しなければならない。ただし、所属所が市一般であるときは、乙類所属所の長及び甲類所属所の長を経由して、組合事務局に提出するものとする。

(任意継続組合員の資格取得等)

第 2 条 任意継続組合員の資格を取得しようとする者は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第 152 号。以下「法」という。）第 144 条の 2 第 1 項の規定による申出を退職のときの甲類所属所の長を経由して組合事務局にしなければならない。

2 任意継続組合員が、法第 144 条の 2 第 5 項に規定するいずれかに該当するときは、資格を喪失する。

- 3 法第144条の2第5項第2号、第4号及び第5号に該当するときは、組合事務局に申出をしなければならない。
- 4 任意継続組合員の被扶養者となりうる者があるときは、前条第2項第1号に定める手続きを行わなければならない。

第3条から第5条まで 削除

(団体派遣者異動)

第6条 組合員が次の各号のいずれかの団体の事務に従事し、当該団体から給料に相当する給与を受けるに至ったときは、当該団体の給与支払機関は、団体派遣者異動通報書を、異動日後10日以内に、組合事務局に提出しなければならない。

一 職員団体

二 労働組合

三 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則（平成14年名古屋市規則第8号）に掲げる団体

四 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年名古屋港管理組合規則第1号）に掲げる団体

- 2 前項の規定の適用のあつた組合員が給料に相当する給与を当該団体から受けなくなり、再び地方公共団体から給料を受けるに至ったときは、当該団体の給与支払機関は、同項の書類を、異動日後10日以内に、組合事務局に提出しなければならない。

(組合員種別の異動)

第7条 組合員は、その種別を異動したときは、組合員資格変更届書（種別の異動により新たに長期給付の適用を受けるときは、第1条第1項に規定する組合員資格取得届書を提出。種別の異動により長期給付の適用を受けなくなるときは、退職届書に組合員期間等証明書を添付。）を、異動日後10日以内に、組合事務局に提出しなければならない。

- 2 前項の書類を提出する手続については、第1条の規定を準用する。

(改名等)

第8条 組合員又はその被扶養者が次の各号のいずれかに該当したときは、組合事務局に届出をしなければならない。

- 一 氏名を変更したとき
- 二 住所を変更したとき
- 三 被扶養者に増減等があつたとき

2 前項の届出については、第1条第3項の規定の例による。この場合において、第6条第1項各号の団体から給料に相当する給与を受ける組合員に係る届出は、その者が当該団体から給与を受けることとなつた直前に所属した甲類所属所の長（所属所が市一般であるときは、乙類所属所の長）を経由するものとする。

(月例報告)

第9条 地方公共団体及び第6条第1項各号に規定する団体の給与支払機関（以下「給与支払機関」という。）は、名古屋市職員共済組合運営規則（昭和37年名古屋市職員共済組合規則第1号。以下「運営規則」という。）第21条第1号及び第2号の報告について、その月の末日までに、組合事務局に提出するものとする。

2 給与支払機関は、運営規則第21条第3号及び第4号の報告について、期末手当等の支給日後10日を経過する日までに、組合事務局に提出するものとする。

3 組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が給料改定その他によりさかのぼつて増額されたときは、給与支払機関は、その増額された標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の差額について、前2項の報告を、当該差額支給日の属する月の末日までに、組合事務局に提出するものとする。

第9条の2 給与支払機関は、法第43条第5項、第8項、第10項、第12項及び第14項に規定する標準報酬の決定及び改定を行うために必要な報告について、組合事務局に提出するものとする。

第2章 資格確認書等

(資格確認書)

第10条 第1条第1項又は第7条第1項の届書を提出した者で短期給付の適用を受けることとなつた組合員のうち、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）により組合員であることの確認を受けることができない者は、甲類所属所の長を経由して、組合から資格確認書の交付を受けるものとする。

第10条の2 前条に規定する組合員が、第8条第1項第3号の申告書を提出したときにおいて、マイナ保険証により組合員の被扶養者であることの確認を受けることができない者は、甲類所属所の長を経由して、組合事務局から資格確認書の交付を受けるものとする。

（資格確認書の有効期限）

第10条の3 資格確認書の有効期限は令和11年11月30日とする。

（任意継続組合員の資格確認書）

第11条 任意継続組合員となつた者のうち、マイナ保険証等により任意継続組合員であることの確認を受けることができない者は、組合事務局から資格確認書の交付を受けるものとする。

第11条の2 任意継続組合員が、第8条第1項第3号の申告書を提出した場合において、マイナ保険証等により任意継続組合員の被扶養者であることの確認を受けることができない者は、組合事務局から資格確認書の交付を受けるものとする。

（資格情報通知書）

第11条の3 第1条第1項、第2条第1項又は第7条第1項の届書を提出した者は、甲類所属所の長を経由して（第2条第1項に規定する者を除く。）、組合事務局から資格情報通知書の交付を受けるものとする。

2 前項に規定する者が、第8条第1項第3号に係る届出をした場合で、被扶養者が増員する場合は、甲類所属所の長を経由して（第2条第1項に規定するものを除く。）、組合事務局から資格情報通知書の交付を受けるものとする。

（マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除）

第11条の4 マイナンバーカードの健康保険証利用登録解除を希望する者は、マ

イナンバーカードの健康保険証利用登録解除申請書（以下、「解除申請書」という。）を組合事務局に提出しなければならない。

- 2 組合事務局は、解除申請書を提出した者に対し、甲類所属所の長を経由して（第2条第1項に規定するものを除く。）資格確認書の交付をするものとする。

（高齢受給者証）

第12条 省令第100条の2に規定する高齢受給者証は、組合事務局が甲類所属所の長を経由して（第2条第1項に規定する者を除く。）交付するものとする。

（資格確認書等の検認等）

第13条 組合事務局は、必要に応じて、省令第97条（第100条の2第3項、第110条の4の3第5項、第110条の5第5項、第110条の6第5項及び第182条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく資格確認書、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証及び特定疾病療養受療証（以下「資格確認書等」という。）について検認若しくは更新又は被扶養者要件の確認を行うものとする。この場合において、その実施については、別に定める。

（番号等）

第14条 資格確認書等に使用する組合番号は32230310とする。

- 2 資格確認書等に使用する所属所の記号はNGY又は任NGYとする。
- 3 資格確認書等に使用する組合員の番号は、組合事務局で定める。

（訂正）

第15条 資格確認書等の交付を受けた組合員が第8条第1項第1号及び第3号の届出書の提出をする場合は、資格確認書等を添付し、その記載事項の訂正等を受けなければならない。

（被扶養者確認）

第16条 組合事務局は、第13条の規定に基づき資格確認書等の検認若しくは更新又は被扶養者要件の確認を行う場合又はその他特に必要があると認める場合において、組合員の被扶養者について、被扶養者認定基準に該当する事実

を証明できる書類を組合員から提出させることができる。

(返納)

第17条 資格確認書等の交付を受けている組合員が組合員の資格を喪失したとき、後期高齢者医療の被保険者等となつたとき又は継続長期組合員となつたときは、組合員又は組合員であつた者（その者が死亡したときは、その者の遺族）は、その現に受けている資格確認書等を組合事務局に返納しなければならない。

2 第10条の2又は第11条の2の資格確認書の交付を受けている組合員にその受ける理由がなくなつたときは、組合員は、速やかに、当該資格確認書を組合事務局に返納しなければならない。

3 第15条の訂正後の資格確認書等の交付又は第16条の提出手続若しくは前2項の返納手続については、第1条第3項又は第10条の規定の例による。

(資格証明書)

第18条 組合員は、次の各号のいずれかの理由により現に資格確認書等を所持していない場合において、緊急に、医療機関で組合員又は被扶養者が診療を受けようとするときは、甲類所属所の長（所属所が市一般であるときは、乙類所属所の長。以下この条において同じ。）に資格証明書の交付を申請し、当該証明書で診療を受けることができる。

一 資格確認書等を、検認若しくは更新又は記載事項の訂正等のために、組合事務局に提出してあるとき。

二 資格確認書等を亡失し、組合事務局に再交付の申請がしてあるとき。

三 前2号に準ずる理由として甲類所属所の長が認めるとき。

2 甲類所属所の長は、前項の証明書を、有効期間5日を限つて、申請者に交付し、有効期間経過後は、その返納を請求しなければならない。この場合において、甲類所属所の長は、資格証明書交付記録簿に記録するとともに、交付申請書及び返納のあつた証明書を保存しなければならない。

3 甲類所属所の長は、第1項の証明書を交付した場合においては、資格証明書交付報告票により、すみやかに、その旨を組合事務局に報告するものとする。

(特別療養証明書)

第19条 組合員の資格を喪失した後に療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費（以下「療養の給付等」という。）を受けようとする者は、資格喪失後10日以内に、第17条により返納する組合員証等に特別療養証明書交付申請書及び健康保険法（大正11年法律第70号）第126条第1項の規定による日雇特例被保険者手帳を添付して、特別療養証明書の交付を受けるものとする。

2 特別療養証明書に記入する旧組合員証記号番号は、第14条の規定による記号番号の前に「特」を付したものとする。

第20条 特別療養証明書を受けている者又はその証明書で受診している者が氏名又は住所を変更したときは、証明書を受けている者は、変更後10日以内に変更の事実を証する書類を提出して、組合事務局で証明書記載事項の訂正を受けなければならない。

第21条 特別療養証明書を受けている者は、次の各号のいずれかの場合においては、証明書を組合事務局に返納しなければならない。

一 証明書の受給期限を経過したとき。

二 傷病が治癒したとき。

三 証明書で受診している者が次に列挙する組合又は保険の組合員若しくは被保険者となり、又はその者の被扶養者となつたとき。ただし、組合員であつた者が被扶養者となつたときを除く。

公務員共済組合

私立学校教職員共済組合

健康保険

船員保険

四 証明書で受診している者が、健康保険法第5章の規定による療養の給付等を受けることができるに至つたとき。

(限度額適用認定証)

第22条 省令第110条の5第1項に規定する組合の認定を受けようとする者は

、限度額適用認定申請書を提出し、限度額適用認定証の交付を受けるものとする。

(限度額適用・標準負担額減額認定証)

第22条の2 省令第110条の6第1項に規定する組合の認定を受けようとする者は、限度額適用・標準負担額減額認定申請書を提出し、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けるものとする。

(特定疾病療養受療証)

第22条の3 省令第110条の4の3第1項に規定する組合の認定を受けようとする者は、特定疾病認定申請書を提出し、特定疾病療養受療証の交付を受けるものとする。

第3章 費用払込

(掛金)

第23条 給与支払機関は、法第114条の規定に基づき、組合員の標準報酬の月額（期末手当等にあつては標準期末手当等の額。以下この条及び第28条において同じ。）に定款第40条及び地方公務員共済組合連合会定款第20条で定める標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合（以下「掛金率」という。）を乗じて得た額の掛金を、その者に支払う給料から差し引き、給料支払日に、管理規程（昭和37年名古屋市職員共済組合規程第3号）第18条第1項各号に定める金融機関（以下「指定金融機関」という。）に払い込むものとする。

第24条から第26条まで 削除

(任意継続掛金)

第27条の2 任意継続組合員は、任意継続掛金を法第144条の2第2項の規定に基づき指定金融機関に払い込むものとする。

(特例継続掛金)

第27条の3 特例継続組合員は、特例継続掛金を法附則第28条の7第4項の規定に基づき指定金融機関に払い込むものとする。

(負担金)

第28条 地方公共団体及び第6条第1項各号に規定する団体は、法第116条の

規定に基づき、組合員の標準報酬の月額総額に定款第40条及び地方公務員共済組合連合会定款第20条で定める標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合（以下「負担金率」という。）を乗じて得た額の負担金を、毎月25日（その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日その他の休日にあたる場合は、それらの日直前のそれらの日でない日）に、標準期末手当等の額に係る負担金にあつては期末手当等の支給日の属する月の末日までに、それぞれ指定金融機関に払い込むものとする。

2 前項の場合において、負担金率は、短期給付、介護納付金の納付、長期給付、退職等年金給付及び福祉事業のそれぞれを標準報酬の月額総額に乗ずるものとする。

3 第1項の場合において、負担金率を乗ずる標準報酬の月額総額は、地方公共団体の負担金の支出命令機関と指定金融機関との協議により、給料の予算支出科目ごとの合算額とすることができる。

第29条及び第30条 削除

（払込日特例）

第31条 月の中途に組合員の資格を取得した者に係る負担金で第28条第1項の日に払い込みができない分については、負担金支出命令機関は、翌月の同条同項の日までに払い込むものとする。

（追加費用）

第32条 地方公共団体及び第6条第1項第3号又は第4号の団体の負担金支出命令機関は、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第3条の5及び第96条第1項の規定に基づく追加費用を、法令の定める日に、指定金融機関に払い込むものとする。この場合において、追加費用の額の算定の基礎となる標準報酬の月額の予算支出科目別の取り扱いについては、第28条第3項の規定の例によることができる。

第33条 削除

（差額納入）

第34条 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額が給料改定その他によりさかのぼって増額された場合においては、給与支払機関は、掛金等を、差額全部

の額に掛金率を乗じて得た金額で、差額支給日に、差額から差し引き、指定金融機関に払い込むものとする。

2 前項の場合において、負担金支出命令機関は、負担金を、差額全部の総額に負担金率を乗じて得た金額で、差額支給日の翌日から起算して7日（日曜日、土曜日、国民の祝日及びその他の休日を除く。）以内に、指定金融機関に払い込むものとする。

3 第23条第2項、第24条及び第27条の規定は第1項の掛金差額について、第28条第2項及び第3項の規定は前項の負担金差額について準用する。

（差額計算の特例）

第34条の2 標準報酬の月額及び標準期末手当の額の計算に電子計算機を利用している場合においては、前条第1項中「差額全部の額に掛金率を乗じて得た金額」とあるのは「増額後の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に掛金率を乗じて得た金額から増額前の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に掛金率を乗じて得た金額を控除した金額」と、同条第2項中「差額全部の総額に負担金率を乗じて得た金額」とあるのは「増額後の標準報酬の月額の総額及び標準期末手当等の額の総額に負担金率を乗じて得た金額から増額前の標準報酬の月額の総額及び標準期末手当等の額の総額に負担金率を乗じて得た金額を控除した金額」と読み替える。

（過誤納金）

第35条 負担金及び追加費用をその額を超過して組合へ払い込んだ場合においては、払い込み機関は、超過額の還付を、過誤納金還付請求書を用いて、組合に請求する。ただし、次回以降に払い込むべき負担金等がある場合は、超過する額をその負担金等に充てることができる。

2 掛金をその額を超過して組合へ払い込んだ場合においては、払い込み機関は、超過額の還付を、過誤納金還付請求書を用いて、組合に請求する。ただし、次回以降に払い込むべき掛金がある場合は、超過する額をその掛金に充てることができる。

3 前項の場合において、払い込み機関からの請求があつたときは、組合は、掛金を組合員又は組合員であつた者（その者が死亡したときは、その者の遺

族)に現金又は口座振替により還付する。

(任意継続掛金の還付手続)

第35条の2 令第49条の6の規定に基づき、任意継続掛金の還付を受けようとする者は、任意継続組合員資格喪失・掛金還付請求申出書を用いて組合に請求する。

(端数処理)

第36条 この章の掛金、負担金又は追加費用の算定金額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

(施行期日)

第37条 この規程は、公布の日から施行する。

(廃止)

第38条 名古屋市職員共済組合運営規則施行規程（昭和37年名古屋市職員共済組合規程第4号）及び実務手続要領（昭和37年名古屋市職員共済組合告示第4号）は、廃止する。

附 則 (昭和46年4月1日)
(名古屋市職員共済組合規程第1号)

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年7月10日)
(名古屋市職員共済組合規程第4号)

この規程は、公告の日から施行する。

附 則 (昭和49年8月20日)
(名古屋市職員共済組合規程第3号)

この規程は、昭和49年8月20日から施行する。

附 則 (昭和51年3月1日)
(名古屋市職員共済組合規程第3号)

この規程は、昭和51年3月1日から施行する。

附 則 (昭和51年9月30日)
(名古屋市職員共済組合規程第8号)

この規程は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則 (昭和53年4月10日)
(名古屋市職員共済組合規程第4号)

この規程は、公告の日から施行する。

附 則 (昭和57年3月18日) 抄
(名古屋市職員共済組合規程第2号)

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和 59 年 7 月 6 日)
(名古屋市職員共済組合規程第 3 号)

- 1 この規程は、公告の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の運用規程第22条第 3 号、第23条第 1 項、第28条第 1 項及び第29条第 2 項の規定は、昭和59年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 59 年 10 月 29 日) 抄
(名古屋市職員共済組合規程第 4 号)

この規程は、公告の日から施行し、昭和59年10月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 60 年 2 月 28 日)
(名古屋市職員共済組合規程第 1 号)

この規程は、昭和60年 3 月31日から施行する。

附 則 (平成 元 年 1 月 24 日)
(名古屋市職員共済組合規程第 1 号)

この規程は、平成元年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 11 月 1 日) 抄
(名古屋市職員共済組合規程第 5 号)

- 1 この規程は、公告の日から施行し、平成 6 年10月 1 日から適用する。
- 2 変更後の各規程は平成 6 年10月 1 日以後の診療分及び給付事由の発生した給付について適用し、同年 9 月30日以前の診療分及び給付事由の発生した給付については、なお従前の例による。

附 則 (平成 7 年 3 月 31 日)
(名古屋市職員共済組合規程第 3 号)

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 3 月 29 日)
(名古屋市職員共済組合規程第 2 号)

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 3 月 30 日)
(名古屋市職員共済組合規程第 2 号)

この規程は、公告の日から施行する。

附 則 (平成 10 年 5 月 18 日)
(名古屋市職員共済組合規程第 6 号)

この規程は、公告の日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 31 日)
(名古屋市職員共済組合規程第 2 号)

この規程は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 3 月 29 日)
(名古屋市職員共済組合規程第 5 号)

この規程は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 7 月 28 日)
(名古屋市職員共済組合規程第 5 号)

この規程は、公告の日から施行し、平成15年 4 月 1 日から適用する。ただし、

正後の第13条及び第14条の規定は平成14年10月1日から適用する。

附 則 (平成16年3月31日)
(名古屋市職員共済組合規程第2号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月27日)
(名古屋市職員共済組合規程第11号)

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日)
(名古屋市職員共済組合規程第1号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年11月28日)
(名古屋市職員共済組合規程第5号)

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月28日)
(名古屋市職員共済組合規程第5号)

この規程は、公告の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日)
(名古屋市職員共済組合規程第2号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日)
(名古屋市職員共済組合規程第2号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年11月20日)
(名古屋市職員共済組合規程第7号)

この規程は、公告の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則 (令和6年11月29日)
(名古屋市職員共済組合規程第7号)

この規程は、令和6年12月2日から施行する。